

参議院改革協議会

協議員一覧（12名）

座長	吉田 博美（自民）	羽田 雄一郎（民進）	薬師寺みちよ（無ク）
	石井 準一（自民）	西田 実仁（公明）	系数 慶子（沖縄）
	岡田 直樹（自民）	井上 哲士（共産）	
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	
	小川 勝也（民進）	青木 愛（希望）	

（29.2.10 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（11名）

委員長	岡田 直樹（自民）	西田 実仁（公明）	系数 慶子（沖縄）
	石井 準一（自民）	井上 哲士（共産）	
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	
	足立 信也（民進）	青木 愛（希望）	
	羽田 雄一郎（民進）	行田 邦子（無ク）	

（29.5.12 現在）

（1）発足の経緯

平成29年2月1日、伊達忠一議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

同月10日、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員15人以内をもって組

織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において山本順三議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

また、4月21日、参議院改革協議会は、参議院選挙制度の改革について調査検討するため、協議会の下に、選挙制度に関する専門委員会を設置することを決定した。

（2）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

第193回国会において、本協議会（吉田博美座長）は6回の調査検討を行った。

まず、2月10日の協議会（第1回）では、本協議会の運営に関する事項について決定した後、本協議会における検討項目については、参議院の在り方について幅広く検討を行う必要があるため、各会派持ち帰り検討することとした。

2月24日の協議会（第2回）では、参議院改革の経緯と実績について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、本協議会における検討項目については、今

後、各会派から希望する検討項目案を提出することとなった。

3月31日の協議会（第3回）では、各会派の検討項目案について、各会派の協議員から説明を聴取した。検討項目の取扱いについては、座長の下で調整し、次回の協議会でその方向性を示すこととなった。

4月21日の協議会（第4回）では、座長からの提案を受け、「参議院選挙制度の改革」、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」、「委員会・調査会等の再編・充実等」、「地方自治との連携」及び「議員外交の活性化（海外派遣の見直し等）」

の5項目を本協議会における検討項目として選定した。これらのうち「参議院選挙制度の改革」については、「選挙制度に関する専門委員会」を設置し、集中的に調査検討を進めることとし、それ以外の4項目については、本協議会においてまずは事務局から説明を聴取し、その後協議を進めることとなった。

5月26日の協議会（第5回）では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」のうち、行政監視委員会の設置に至る経緯と活動の概要について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

6月9日の協議会（第6回）では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」のうち、行政機関における行政評価等の概要について、総務省から説明を聴取

した後、協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第193回国会において、本専門委員会（岡田直樹専門委員長）は2回の調査検討を行った。

まず、5月12日の専門委員会（第1回）では、本専門委員会の運営に関する事項について決定した後、事務局から参議院選挙制度改革の経緯について説明を聴取した。また、今後の進め方について協議を行った。

次に、6月2日の専門委員会（第2回）では、事務局から平成28年参議院定数訴訟に係る高裁判決の概要について説明を聴取した後、今後の進め方について協議を行った。

（3）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

平成29年2月10日（金）（第1回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成29年2月24日（金）（第2回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成29年3月31日（金）（第3回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成29年4月21日（金）（第4回）

一、次の件について協議決定した。

イ、本協議会における検討項目の選定に関する件

ロ、選挙制度に関する専門委員会の設置に関する件

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成29年5月26日（金）（第5回）

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

平成29年6月9日（金）（第6回）

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能

強化について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

平成29年5月12日（金）（第1回）

○専門委員会の運営に関する事項について協議決定した。

○参議院選挙制度改革の経緯について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

平成29年6月2日（金）（第2回）

○平成28年参議院定数訴訟に係る高裁判決の概要について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

(4) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。

議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項

参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。